

**議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化
の具体的方法について**

令和6年3月 全国市議会議長会

目 次

議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の具体的方法について	1
標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）等について	12
標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）と省令との対照表 ...	17
標準市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）と省令との対照表 .	31
議会に関連する手続とデジタル化について	38

議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の具体的方法について

令和6年3月
全国市議会議長会

1 規程等の制定について

従来の地方自治法の改正等による標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正については、これらの改正を行えば、改正に基づく手続の実施が可能でした。

しかし、今回の法改正は、オンラインによる手続の具体的な事項（署名に代わる本人確認の方法、議会への提出先など）を議会等が定めることになっています。

したがって、会議規則及び委員会条例の改正に加え、これら具体的な事項を定める必要があります（地方自治法が対象とする手続については、省令が定められますが、会議規則が対象とする手続については、省令に該当するもの（規程）等を設ける必要があります）。

このことから、「標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）」などを定め、議会におけるオンラインによる手続の実施に必要なものを参考として提供させていただきます。

以下では、これらの改正に伴う議会に係る手続等のオンライン化、デジタル化の具体的な方法について説明いたします。

2 オンライン化の方法

オンライン化の方法については、法、省令、会議規則、条例、規程では、議会側と通知の相手側を結ぶネットワークを使うことしか規定されていません。具体的な方法（規程で議長が定めるとしている部分）については、各議会において十分検討の上、ご決定いただくものになります。

オンライン化の方法として次のようなものが考えられます。

(1) 電子メール

議長から議員、議員から議長など議会内部での手続には、電子メールを利用することが考えられます。

電子メールについては、それのみでは厳格な本人確認をすることが難しいため、高度の本人確認までは必要としない手続に限定して使用すること

や、他の本人確認方法（電話、口頭により本人確認する方法も含みます。）と併用して利用することが考えられます。

(2) グループウェア、クラウドサービスの利用

ペーパーレスを進めるためタブレット端末等を各議員に配付し文書共有システムを導入している議会が増えてきています。

これらの議会では、すでに議案書や参考資料等の議場に配布していた文書などをオンラインにより議員に配布（通知）しています。

また、タブレット端末等を利用してグループウェアやSNSを使用する方法により議員から議長宛ての手続への利用も考えられます。

これらの場合、本人確認の方法、セキュリティ等については、個別に検討する必要があります。

(3) 執行機関側の電子申請システムの利用

執行機関に対する申請では、各市独自の電子申請システムがすでに導入されているところもあります。住民から議会への通知については、この電子申請システムを利用することも考えられます。

この場合、議会独自の電子申請システムの開発に係る費用や住民の利便性を考え、執行機関側で採用している電子申請システムに議会に係る手続を組み込むことを依頼することが考えられます。

(4) マイナポータル（ぴったりサービス）の利用

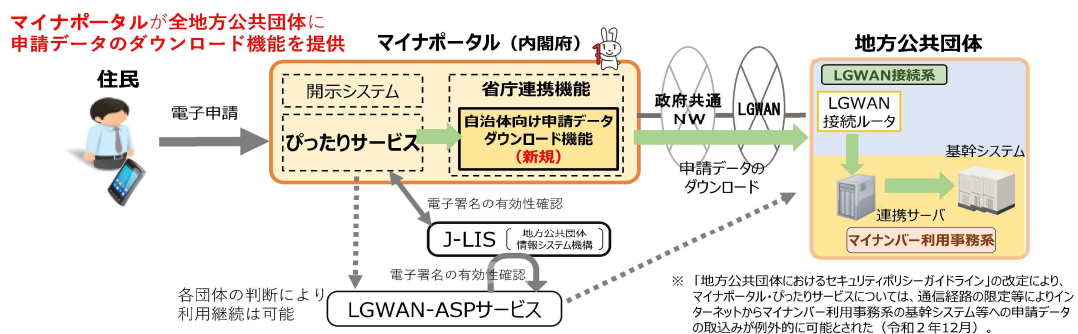
ぴったりサービスとは、政府が主体となって運営しているマイナポータルのサービスの一つで、インターネット経由で住民が行政手続できるものです。

ぴったりサービスは、既存の電子申請システムに組み込むこともできますが、マイナポータルから直接申請することも可能です（ぴったりサービス自体が電子申請システムになります。）。

原則としてマイナンバーカードを利用いたしますので、厳格な本人確認が必要な手続への利用が考えられます。

なお、デジタル庁においてぴったりサービスに議会に係る手続を追加する改修がなされ、①議会への請願書の提出、②議会への陳情書の提出、③議会の個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求の手続が利用可能となります。その後も順次手続が追加されていく予定です。

ぴったりサービスの利用などについては、本会などから改めて連絡させていただきます。



マイナポータル (ぴったりサービス) の取組について
(令和3年3月19日内閣府大臣官房番号制度担当室)

3 本人確認の方法

手続のオンライン化における本人確認の方法としては、電子署名、主体認証による確認のほか、アクセスログ、電子メール送付等のプロセスの記録を活用した間接的に本人確認する方法も考えられますが、各通知の主体や性質等を総合的に勘案し、本人からの通知であることを確認することができる方法とすることが必要です。

なお、本人確認については、手続ごとに異ならせることが可能です。

(1) 電子署名

高度な本人確認が必要な場合には電子署名の方法が考えられます。

電子署名には当事者型と立会人型があります。

ア 当事者型

通知する側と通知を受ける側の双方(当事者)が機器や認証用のICチップ入りカード等を準備して、電子署名を付与するタイプのものです。

当事者型を使うときは、事前に認証局に本人確認をしてもらった上で「電子証明書」を発行してもらうことが必要です。

当事者型の電子署名による本人確認の方法は、例えば国会への意見書提出がこれに当たります。

また、マイナポータル(ぴったりサービス)はマイナンバーカードによる当事者型の電子署名です。

マイナンバーカードには署名用電子証明書が格納されていますが、地方自治体等が認証局となり本人確認が行われており、署名のたびにマイナンバーカードを準備する必要があります。

執行機関側の電子申請システムにおいて高度の本人確認を行う場合にもマイナンバーカードによる当事者型の電子署名が利用されているものもあります。

イ 立会人型

当事者ではない第三者が、当事者の指示に基づき電子署名を付与するタイプの電子署名です。

立会人型電子署名は、電子署名・電子契約サービスを提供する事業者が第三者として、その電磁的記録に電子署名を付与することにより、本人確認を行うもので、事業者により提供されている電子署名サービスには、電子署名法第2条第1項の電子署名と判断されているものもあります（立会人型電子署名については、令和2年7月17日「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」総務省HP

https://www.soumu.go.jp/main_content/000705576.pdf、

電子署名法第2条第1項と判断される事業者については、デジタル庁HP「グレーゾーン解消制度に基づく回答」

<https://www.digital.go.jp/policies/digitalsign/> 参照)。

また、電子署名の際には、電子メール認証で本人確認を行うのが一般的な方法となっています。

なお、立会人型電子署名（クラウド型電子署名サービス）については、「一般的に、インターネット上で重複することがないメールアドレスと電子メールの到達によりその所有者であるという確認が実施されている。しかし、電子メールのみの確認は、本人確認の観点からは、①メールアドレス所有者の氏名や所属する組織、役職等を保証するものではない、②メールアドレス所有者が、契約について権限を有しているかを保証するものではない、③当該メールアドレスを用いて他者が送受信するというなりすましのリスクがある、ことなどを理解した上で、必要に応じて補完的な対応をしつつ、クラウド型電子署名サービスを利用する必要がある。」、「提供する事業者によって、本人確認の内容・程度に差異があり、サービスを利用する者が本人確認のあり方について確認を行った上で、サービスを利用することが求められる。」ことに留意する必要があります（令和3年2月2日内閣府規制改革推進室「会計手続におけるクラウド型電子署名サービスの活用にあたっての考え方」）。

(2) 主体認証

主体認証とは、本人しか知り得ない情報（パスワード等）、本人のみが所有する機器等（ICカード等）、本人の生体的な特徴（指紋等）により本人

認証を行う手法の総称のことです（「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定））。

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/hyoujun_guideline_honninkakunin_20190225.pdf

- 執行機関側の電子申請システム
- グループウェア、クラウドサービスの利用

(3) アクセスログ、電子メール送付等のプロセスの記録を活用する間接的な確認方法

システムやネットワークなどのアクセスログを確認することや、メールアドレスのドメインを確認すること、電子メールのやりとりの中で特定の者しか知り得ないことを確認すること、継続したやりとりの内容に矛盾がないことを確認すること等を指します（「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定））。

- 登録した電子メールアドレスの利用

4 個別手続のオンライン化・デジタル化の方法

(1) 地方自治法第99条に基づく意見書の提出

国会への意見書のオンライン提出については、国会事務局の指定する方法（案については、令和5年12月25日付けで情報提供済み）で行うこととなります。

具体的には、指定の様式で作成したPDFに、LGKPIが発行する議長名義の職責証明書による電子署名を付して、電子メールで提出することとされています。

(2) 請願・陳情（法124条、標規139条）の提出

ア 請願については、議員の紹介が必要であるため、請願者だけでなく、紹介議員の手続を含めて考える必要があります。

まず、手続のどの部分をオンライン化するかが問題となります。請願者と議会との間の手続をオンライン化する場合でも、請願者と紹介議員、紹介議員と議会との間の手続については、対面等で行うことも可能です。

次に、請願者及び紹介議員のそれぞれについて本人確認の方法が問題となります。これらの方法については、組み合わせて使用することも可能です。

具体的には、例えば、①住民が紹介議員を明示した請願を電子メールや執行部側の各種の手續に係る電子申請システムやマイナポータル等を活用して議会に提出し、後日、議会から紹介議員に確認を行う方法、②住民が紹介議員に請願を一旦渡した上で、紹介議員を通じて議会に請願を電子メールで提出する方法などが考えられます。

オンラインによる本人確認は、書面による請願の際の本人確認の程度と同様にすることが基本と考えられますが、事務処理の便宜から適切な方法を選択することも考えられます。例えば、複数人からの請願について、代表者についての本人確認と、代表者でない者についての本人確認の方法を異ならせることも可能です。

また、請願の提出にあたり署名簿が添えられることもありますが、署名簿をPDF化してオンラインにより提出する方法のほか、署名簿の量が多い場合は、部分オンラインの規定（標準会議規則第167条の2第6項）を適用して署名簿のみ文書で提出することも考えられます。

イ 陳情については、議員の紹介が求められていないことが、請願と異なります。それ以外の手續については、原則として請願と同様に考えられます。

(3) 議案等の提出

議案等（議案・修正の動議・秘密会の動議・懲罰の動議）の提出については、署名、連署、記名押印に代わる手續（提出議員の本人確認の方法）が問題となります。

本人確認としては、一般に、他の方法により本人確認を事前に済ませた上で、オンラインでの確認は簡易な方法による（メールアドレスによる確認等）ことも考えられますが、議案等の重要性に鑑み、高度の本人確認（電子署名等）を求めることも考えられます。

- ・ 団体意思の決定に係る議員提出議案（法112条3項、標規14条1項）
- ・ 機関意思の決定に係る議員提出議案（標規14条1項）
- ・ 懲罰動議（法135条2項、標規160条）
- ・ 団体意思の決定に係る修正の動議（法115条の3、標規17条）
- ・ 機関意思の決定に係る修正の動議（標規17条）
- ・ 資格決定要求書（標規148条）

(4) 政務活動費の収支報告書（法100条15項）の提出

政務活動費の交付に関する条例に係る手續のオンライン化については、政務活動費交付条例中に収支報告書のオンライン化について規定を設ける方法や、議会独自のデジタル手續条例を制定する方法が考えられますが、執行機関におけるデジタル手續条例を制定済み又は制定予定の市が8割を

超える状況や、当該市のオンライン手続が1つの条例に集約されることによる分かりやすさの面を考慮すると、各市において既存のデジタル手続条例（※）を改正し、議会及び議長を対象とする方法が望ましいと考えます（この際、会議規則及び委員会条例は同条例の対象外とする）。

※デジタル手続法で「条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされており、これを受け、各市で制定されている申請・届出等手続をオンライン化するための通則条例。なお、総務省の調査（令和4年4月1日現在）によれば、571市（70.1%）が通則条例を制定済み。今後の制定予定も入れると682市（83.7%）で条例を制定済みとなる予定。

政務活動費の交付に関する条例については、会派結成届や収支報告書など議長に提出するものと、政務活動費交付申請書や政務活動費請求書など長に提出するものがあります。

このうち、収支報告書については、改正法による改正後の地方自治法第100条第15項は、政務活動費に係る収支状況を書面又は電磁的記録をもって議長に報告することを義務付けた上で、その具体的な提出方法等を条例に委任しています。

そのため、収支報告のオンライン化の根拠規定は、条例ではなく、地方自治法第100条第15項となります。

したがって、収支報告書をオンライン化するにあたり、上記のとおり執行機関のデジタル手続条例で対応する場合は、同条例は条例等で書面等により行うと規定されている手続を対象としているものであると考えられるため、単にデジタル手続条例を改正し、議会及び議長を対象とするだけでは、収支報告書については同条例のオンライン化規定の対象とならないこととなります。

もつとも、地方自治法第100条第15項の規定により、具体的な提出方法等の細目は条例で定める必要があります。そのため、各団体で定めるデジタル手続条例に規則等への委任の規定を定めるとともに、これを受けた、議長が定めるデジタル手続条例施行規程においては、例えば「議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等（デジタル手続条例第○条から第○条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、デジタル手続条例及

びこの規程の規定の例による。」旨の準用規定を置く等の手当をする必要が
あります。

つまり、政務活動費の収支報告のオンライン化の根拠規定は地方自治法であり、具体的手続については各団体のデジタル手続条例で定める（デジタル手続条例の委任を受けた議長が定めるデジタル手続条例施行規程による）という整理となります。

なお、議会の個人情報保護条例や情報公開条例、議員の資産公開条例等についても、政務活動費と同様に各条例を個別に改正する方法や、議会独自のデジタル手続条例を制定する方法が考えられますが、各市における執行機関のデジタル手続条例の制定状況は、制定予定も含めると8割を超えています（11月5日送付資料参照）。

このような状況に加え、当該地方公共団体のデジタル手続が一つの条例に集約されることによる利便性の向上を考慮すると、執行機関におけるデジタル手続条例の対象とする方法が望ましいと考えます。

このように、政務活動費の収支報告書の提出については、複数の方法が考えられることから、各市におけるデジタル手続条例の制定状況や内容等を確認し、執行機関のデジタル手続条例の担当などと協議し、対応することになります。

(5) 会議録の作成及び保存（法123条）、委員会の記録の作成及び保管（標委30条3項）

法第123条に基づく会議録を電磁的記録で作成する場合の署名に代わる措置は地方自治法施行規則第12条の2の2の規定により電子署名によることが定められています。委員会記録については地方自治法の規定はありませんが、法第123条に基づく会議録と同様に署名に代わる措置は電子署名とすることが考えられます。

電子署名は、前述のとおり当事者型、立会人型があります。当事者型は高い信用度で本人確認を行うことができますが、相当な時間・手間・費用がかかります。立会人型は議員の電子メールアドレスを利用する方法であり当事者型よりスピーディーですが、信用度は下がります。会議録、委員会記録の署名等の本人確認をどの程度の信用度とするかにより各議会で判断することになると考えられます。

なお、電磁的記録で作成した場合、会議録及び委員会の記録の原本は電磁的記録媒体で保存することとなります。

(6) その他の文書

ア 議会側へ通知する文書

(ア) 厳格な本人確認を要すると考えられるもの

- ・正副議長の辞表（標規146条）

- ・議員の辞表（標規147条）

(イ) 簡易な方法による本人確認で足りると考えられるもの

- ・委員会提出議案（法109条7項、標規14条2項）

- ・一般質問の通告（標規62条2項）

- ・公聴会への参加の申し出（標規79条）

- ・公述人・参考人の文書による意見の陳述（標規83条、標規84条2項）

- ・委員派遣承認要求書（標規106条）

- ・少数意見報告書（標規108条2項）

- ・委員会の審査・調査報告書（標規110条）

- ・公聴会への参加の申し出（標委24条2項）

- ・公述人・参考人の文書等による意見の陳述（標委28条、標委29条4項）

イ 議会側から通知する文書

通知先の確認としては、登録済みの電子メールアドレスやグループウェア、クラウドサービスの利用が考えられます。

- ・出席催告（法113条、標規13条）

- ・議会における選挙の投票の異議に係る決定書の交付（法118条6項、標規31条4項）

- ・長への会議録提出（法123条4項）

- ・議員の資格決定に係る決定書の交付（法127条3項、標規150条）

- ・欠席議員への招状の発出（法137条）

- ・日程の作成及び配布（標規20条）

- ・会議録の配布（標規86条）

- ・請願（陳情）文書表（標規140条、145条）

◎ オンライン化・デジタル化における本人確認の方法(例)

	請願・陳情	請願の紹介	議員提出の 議案・修正 の動議・懲 罰の動議	会議録・委 員会記録	(参考) 国会宛ての 意見書の提 出
	署名又は記 名押印	署名又は記 名押印	連署	署名 (委員会記録 は署名又は 押印)	—
電子署名 (立会人型電 子署名を含 む)	○ (当事者型)	○	○	○	○ (当事者型)
電子メール (事前にアド レスを登録 し限定)	○	○	○	—	—
グループウ ェア・クラ ウドサービ スの利用 (アカウント による管理)	—	○	○	—	—
既存の電子 申請システ ムの利用	○	—	—	—	—
マイナポー ータル	○	—	—	—	—

※ 本人確認の方法は上記に限られるものではないが、現時点で考え得るものを例示。

※ 請願は、例えば、①住民が紹介議員を明示させた請願を電子メールや執行部側の各種の手續に係る電子申請システムやマイナポータル（ぴったりサービス）等を活用して議会に提出し、後日、議会から紹介議員に確認を行う方

法、②住民が紹介議員に請願を一旦渡した上で、紹介議員を通じて議会に請願を電子メールで提出する方法などが考えられる。

※ 陳情の扱いは各議会の判断に委ねられていることから、オンラインにより提出されたものについても審議対象とするかどうかは各議会で判断。

【用語解説】

標準会議規則等では、法令等の用法に従った用語を使用しています。主な用語を一般の言葉に言い換えると、概ね次のとおりとなります。

電子計算機：コンピュータ、スマートフォン、タブレット等

電子情報処理組織：インターネット、LAN等

電子情報処理組織を使用する方法：オンライン（化）、メール、電子申請システム等

電磁的記録：（デジタル）データ

情報通信（の）技術：デジタル技術

情報通信（の）技術を利用する方法：デジタル（化）等

電子署名：電磁的記録に対して行われる電子的な署名

電子証明書：（紙であれば実印を押印し、印鑑証明書を添付するが、）電子署名が真正なものかどうかを電子的に証明するもの

磁気ディスク：フロッピーディスク、ハードディスク等

電磁的記録媒体、記録媒体：（磁気ディスクに加えて）USBメモリ、SDカード等

標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（例） 等について

1 規程（例）について

当該規程（例）は、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例における議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化への対応のために必要な事項を定めるものです。

なお、当該規程（例）は、地方自治法施行規則及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を参照して作成しました。これは、地方自治法等のオンライン化・デジタル化の手続と齟齬が生じないようにするためです。

2 標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）について

主な条文に関する説明を以下に記載します。

（1）第4条第2項

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第四条 会議規則第百六十七条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる

場合は、この限りでない。

議会等に対する通知については、デジタル手続法主務省令（対照表参照）では、電子署名を行うとともに電子証明書の添付を求めています。①議員から議会等への通知は、議会内部の手続であり、住民等からの通知をはじめとする議会外部からの通知とは異なること、②議員は特定されており、本人確認を常に電子証明書を用いて行う必要性が低いこと、③電子証明書の添付を要しない立会人型電子署名もデジタル手続法上の電子署名に当たるため十分な本人確認が可能なこと等に鑑み、議員が議会等に対して通知を行うときは、電子証明書の添付を要しないこととしました。このケースに該当するものとして、議員の議案提出等が考えられます。

また、電子署名を求めない方法による議会等への通知については、同項ただし書に基づき、議長が指定する方法により、本人確認をするための措置を講ずる場合に限り可能となります。このケースで考えられるものとして、議員の発言通告書の提出等を挙げることができます。その他、住民からの陳情の提出が考えられます。

このように、通知を行う者や通知の種類等に応じて、本人確認をするための措置を個別に講じることが可能です。

（２）第 7 条

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方法）

第七条 会議規則第百六十七条の二第二項ただし書に規定する議長が定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

第 7 条は、議会等からの通知を受ける旨の表示の方式について規定するものです。

オンラインで通知を受け取るときは、1号のオンラインシステムを使用する識別符号（ID、パスワード）か、2号の議長が定める届出（例えば電子メールアドレスなどを想定）のいずれかの方法になります。

(3) 第13条第1項

(準用等)

第十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百十八条第六項（同法第百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。）、第百二十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条から第十一条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第百六十七条の二及び第百六十七条の三の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めがある場合を除くほか、会議規則第百六十七条の二及び第百六十七条の三の規定並びにこの規程の規定の例による。

第13条第1項は、手続のデジタル化・オンライン化が地方自治法に基づくものについて、第5条から第11条までを準用することを定めるものです。

当該規程（例）は、会議規則第167条の2及び第167条の3に基づく手続を主な対象としています。このため、これに該当しない手続で、その具体的な内容を議会等が定めることになっているものについては、当該規程（例）の規定を準用する旨を定める必要があるために定めました。

具体的には、①法第118条第6項に基づく議会における選挙の異議に係る決定書の交付、②法第123条第4項に基づく長への会議録の提出、③法第127条第3項に基づく議員の資格決定に係る決定書の交付法、④第137条に基づく欠席議員への招状の発出です。

(4) 第13条第2項

本規程（例）は、①会議規則第167条の2及び第167条の3の規定に基づくオンライン化・デジタル化の具体的手続、②地方自治法施行規則第12条の2の7の規定に基づき議長に直接委任されている具体的手続を対象としていますが、それ以外の会議規則の規定に基づく手続のオンライン化・デジタル化についても本規程（例）の例によることが適当と考えられるため、設けることとしました。

当該規定に該当するものとして、規則第19条の事件の撤回又は訂正等の請求（県や町村の会議規則には「文書」で請求）、規則第22条の通知などを挙げることができます。

3 標準市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）について

標準市議会委員会条例は、標準市議会会議規則が各種の手續に関するオンライン化・デジタル化を第167条の2及び第167条の3で包括的に規定しているのと異なり、オンライン化・デジタル化については、個別の手續について規定しています（条例第24条に基づく通知、条例第30条に基づく記録）。

そのため、これら手續についてオンライン化しない場合については、この規程を設ける必要はありません。

主な条文に関する説明を以下に記載しますが、多くが会議規則のそれと同じ規定のため、当該規程のみの規定等について説明を記載します。

(1) 第4条

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第四条 委員会条例第三十条第三項の議長が定める措置は、電子署名とする。

本会議の記録（会議録）をデジタル化する際の署名は、電子署名とされています（地方自治法施行規程）。

一方、委員会の記録については、本会議の記録（会議録）と異なり地方自治法の適用対象ではありません。したがって、必ずしも電子署名によることが義務ではありません。しかし、本会議と委員会の記録の署名方法を統一することが適当と考え、本会議の記録と同様に電子署名としました。

(2) その他

委員会条例第24条第2項（この他に第28条第1項、第29条第4項）に基づき、委員長が定めるとされている箇所については、①規程の形

で定める方法、②公聴会告示の段階で付記する方法のいずれかが想定されます。

定める内容は、①通知に係る電子情報処理組織（標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）第5条に相当するもの）、②電子情報処理組織による通知（同第4条に相当するもの）です。

標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)と省令との対照表

規程(例)	地方自治法施行規則	総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、〇〇市議会会議規則（昭和〇年〇月〇日議会規則第〇号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。</p>		<p>2 総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受け、るものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。</p> <p>(定義)</p>

	<p>第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。</p>
<p>2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p>	<p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p>
<p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明して手続を行い、電子情報処理組織を使用し、又は行わせるために運営するもの）の官職証明書に基づく電子署名</p>	<p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明して手続を行い、電子情報処理組織を使用し、又は行わせるために運営するもの）の官職証明書に基づく電子署名</p>
<p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用し、又は行わせるために運営するもの）の職責証明書に基づく電子署名</p>	<p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用し、又は行わせるために運営するもの）の職責証明書に基づく電子署名</p>
<p>二 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を</p>	<p>二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定す</p>

<p>行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第百六十七条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。</p>		<p>る行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。</p>
		<p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p>
		<p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）</p>
		<p>ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p>
		<p>【関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則】 （定義） 第二条 [略]</p>

		<p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。</p>
<p>イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したものの</p> <p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものの</p>		<p>イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したものの</p> <p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものの</p>
<p>ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p> <p>ニ その他議長が定めるもの</p> <p>（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）</p>		<p>ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p> <p>ニ その他行政機関等が定めるもの</p> <p>（申請等に係る電子情報処理組織）</p> <p>第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行</p>
	<p>第十二条の二の三 地方自治法第三百八条の二第一項の総務省令で定める電子情報処理組織（</p>	

<p>第三条 会議規則第百六十七条の二第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条から第十二条の二の九までにおいて同じ。) は、議会等 (同法第百五条の二に規定する議会等をいう。以下同じ。) の使用に係る電子計算機 (同法第百三十八条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下この条から第十二条の二の六までにおいて同じ。) と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>
<p>(電子情報処理組織による議会等に対する通知)</p> <p>第四条 会議規則第百六十七条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等 (同項に規定する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。) により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。</p>	<p>第十二条の二の四 地方自治法第百三十八条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等 (同項に規定する文書等をいう。第十二条の二の六において同じ。) により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p>

<p>2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証でき、るものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>
		<p>3 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。</p>
		<p>（情報通信技術による手数料の納付） 第五条 情報通信技術活用法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令</p>

<p>(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)</p> <p>第五条 会議規則第百六十七條の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機と電気通信回線に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>第十二條の二の五 地方自治法第百三十八條の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機と当該議会等が当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>(電子情報処理組織による議会等からの通知)</p> <p>第六條 議会等は、会議規則第百六十七條の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされたい事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>	<p>(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)</p> <p>第七條 会議規則第百六十七條の二第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。</p>
<p>で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</p>	<p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第七條 情報通信技術活用法第七條第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第八條 行政機関等は、情報通信技術活用法第七條第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>	<p>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)</p> <p>第九條 情報通信技術活用法第七條第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</p>
<p>で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</p>	<p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第七條 情報通信技術活用法第七條第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第八條 行政機関等は、情報通信技術活用法第七條第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>	<p>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)</p> <p>第九條 情報通信技術活用法第七條第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</p>

<p>一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力</p> <p>二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出</p>	<p>一 第十二条の二の五の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</p> <p>二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出</p>	<p>一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</p> <p>二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出</p>
<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第八条 会議規則第六十七条の二第四項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>第十二条の二の八 地方自治法第三百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行った議会を確認するための措置を講じなければならない。</p>	
<p>(配布に係る電子情報処理組織)</p> <p>第九条 会議規則第六十七条の二第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を</p>		

<p>通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十条 会議規則第百六十七条の二第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るもの）については、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。</p>		<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十三条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。</p>
			<p>2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p>
		<p>第十二条の二の二 地方自治法第二百三十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。</p> <p>【総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則】</p>	<p>3 情報通信技術活用法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p>

	<p>第十二条の二の二 地方自治法第二百三十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項に規定する電子署名とする。</p>	
		<p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく申請等に係る特例）</p> <p>第十四条 次に掲げる法令の規定に基づく申請等を情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第四条第二項の規定は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号） 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号） 三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号） 四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）
		<p>2 前項に規定する場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事</p>

		<p>項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。) 及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。</p>
		<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第十一条 行政機関等は、情報通信技術活用法第八條第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。</p>
<p>(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)</p> <p>第十一条 会議規則第六十七條の二第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合</p> <p>二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し</p>		<p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)</p> <p>第六條 情報通信技術活用法第六條第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合</p> <p>二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合</p>

<p>、又は交付する必要があるものと議長が認める場合</p>	<p>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</p> <p>第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合</p> <p>二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと行政機関等が認める場合</p>
<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 議会等は、会議規則第百六十七条の第三項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次</p>

		<p>項において同じ。) その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p>
		<p>2 行政機関等が、総務省関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p>
<p>(準用等)</p> <p>第十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百十八条第六項（同法第百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。）、第百二十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条（（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）から第十一条（（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合））までの規定を準用する。</p>		
<p>2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第百六十七条の二及び第百六十七の三の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会</p>		<p>第一条 略</p> <p>2 総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法に</p>

<p>議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百六十七條の二及び第百六十七條の三の規定並びにこの規程の規定の例による。</p>		<p>より行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。</p>
<p>(委任) 第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>第十二條の二の九 第十二條の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八條の二第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要な事項は、議会等が定める。</p>	<p>(委任) 第十五条 この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。</p>
<p>附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。</p>		

標準市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)と省令との対照表

規程(例)	地方自治法施行規則	総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、〇〇市議会委員会条例（昭和〇年〇月〇日〇〇市条例第〇号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。</p>		<p>2 総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受け、るものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。</p> <p>(定義)</p>

<p>第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。</p>		
<p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>		<p>2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。</p>
<p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p>		
<p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p>		<p>一 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p>
<p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p>		<p>二 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p>
<p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p>		<p>三 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p>
<p>ニ 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定す</p>		

		<p>る行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。</p>
		<p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p>
		<p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）</p>
		<p>ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p>
		<p>【関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則】 （定義） 第二条 [略] 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～五 略 六 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの</p>

		<p>者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。</p>
		<p>イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの</p>
		<p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものの</p>
		<p>ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p>
		<p>ニ その他行政機関等が定めるもの</p>
<p>（電磁的記録による記録の作成）</p> <p>第三条 委員長は、委員会条例第三十条第三項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（会議規則第百六十七條の二第一項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（</p>		<p>（電磁的記録による作成等）</p> <p>第十二条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・</p>

<p>電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成させるものとする。</p>		<p>コンピュータ・インターネット・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピュータ・インターネット・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p>
<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p>		<p>2 行政機関等が、総務省関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、クラウド・コンピュータ・インターネット・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p>
<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p>		<p>(氏名又は名称を明らかにする措置) 第十三条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。</p>
<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p>		<p>2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p>

<p>第四条 委員会条例第三十条第三項の議長が定める措置は、電子署名とする。</p>	<p>第十二条の二の二 地方自治法第二百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。</p> <p>【総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則】</p> <p>第十二条の二の二 地方自治法第二百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百五十三号）第二条第一項に規定する電子署名とする。</p>	<p>3 情報通信技術活用法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p>
<p>（会議規則との関係）</p> <p>第五条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第二十四条第一項の規定によるものを除く。）作成（委員会条例第三十条第一項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第六十七條の二及び第六十七條の三の規定の例による。</p>		<p>第一条 略</p> <p>2 総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受け、るものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。</p>

<p>(委任) 第六条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、委員長が定める。</p>	<p>第十二条の二の九 第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八條の二第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要事項は、議会等が定める。</p>	<p>(委任) 第十五条 この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、行政機関等が定める。</p>
<p>附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。</p>		

議会に関連する手続とデジタル化について

地方自治法→総務省令→国会の定め	国会への意見書提出 (法第 99 条)
地方自治法→総務省令	会議録の作成及び保存 (法第 123 条)
地方自治法→(総務省令) →会議規則等に係るデジタル化の規程	長への会議録の提出 (法第 123 条第 4 項) 欠席議員への招状の発出 (法第 137 条)
地方自治法→総務省令→会議規則等に係るデジタル化の規程	議員の議案提出 (法第 113 条第 3 項、規則第 14 条第 1 項前段) 委員会の議案提出 (法第 109 条第 7 項、規則第 14 条第 2 項) 議会における選挙の異議に係る決定書の交付 (法第 118 条第 6 項、規則第 31 条第 4 項) 請願書の提出 (法第 124 条、規則第 139 条) 議員の資格決定に係る決定書の交付 (法第 127 条第 3 項、規則第 150 条)
地方自治法→会議規則等に係るデジタル化の規程	出席催告 (法第 113 条、規則第 13 条) 修正の動議の発議 (法第 115 条の 3、規則第 17 条前段) 懲罰動議の提出 (法第 135 条第 2 項、規則第 160 条第 1 項)
会議規則→会議規則等に係るデジタル化の規程	* 主なもの 機関意思の決定に係る議案の提出 (規則第 14 条第 1 項後段) 機関意思の決定に係る修正の動議の発議 (規則第 17 条後段) 日程の作成及び配布 (規則第 20 条) 発言の通告 (規則第 51 条) 公述人の申出 (規則第 79 条) 公述人の代理又は文書による意見の陳述 (規則第 83 条) 委員派遣承認要求書 (規則第 106 条) 委員会報告書 (規則第 110 条) 請願文書表 (規則第 140 条) 正副議長の辞表 (規則第 146 条第 1 項) 議員の辞表 (規則第 147 条第 1 項) 資格決定要求書 (規則第 148 条)

<p>委員会条例→会議規則等に係るデジタル化の規程</p>	<p>公述人の申出 (条例第 24 条第 2 項) 公述人の代理又は文書による意見の陳述 (条例第 28 条) 委員会の記録 (条例第 30 条第 3 項)</p>
<p>デジタル手続条例→デジタル手続条例の施行規程</p>	<p>*主なもの 政務活動費の交付条例に規定の手続等 情報公開条例に規定の手続等 個人情報保護条例に規定の手続等</p>

※書面等に該当する用語 (逐条解説デジタル手続法 p51)

- ・「書面」、「書類」、「文書」、「〇〇書」、「〇〇書類」、「原本」、「複本」、「謄本」、「抄本」、「正本」、「副本」、「〇〇証」、「〇〇状」、「〇〇印紙」、「〇〇手帳」は、「書面等」に該当する。

・また、「交付する」、「記載する」が動詞に使用されている場合の名詞は、上記以外の用語であっても各該当規定における場合に限り「書面等」に該当する。

- ・前記以外の用語は、原則として「書面等」に該当しない。疑義がある場合、①オンライン化について規定する法律及び政令における整理、②法令用語辞典等を総合的に検討の上、個別に「書面等」に該当するか決定する。

※「署名等の定義」 (逐条解説デジタル手続法 p52)

・「署名」とは、自己の作成した書類等にその責任を明らかにするため自己の指名を自ら書き記すことをいう。「自署」ともいう。代書や記名押印が許される場合がある。

・「記名」とは、書類等に作成者の責任を明らかにする等のため氏名を記すことをいう。「署名」が自署、すなわち、自ら氏名を記すことを要求されるのに対し、「記名」の場合は、自署を必要とせず、他人が書いてもよいし、また、印刷でもよい。

・「記名押印」とは、書類等に作成者を明らかにする等のため氏名を記載し、印章を押すこと。記名捺印ともいう。署名の場合、自署することが必要であるのに対し、記名の場合は、他人が書いてもよいし、印刷でもよい。私法上、裁判上は、署名に代えて記名押印することが一般に認められている。

・「連署」とは、一般に二人以上の者が、同一の書面上にそれぞれの氏名を並べて自署することをいう。

※用語解説

- ・電子計算機：パソコン、スマートフォン、タブレット等
- ・電子情報処理組織：インターネット、LAN 等
- ・電磁的記録：(デジタル) データ

- 電子情報処理組織を使用する方法：オンライン（化）、メール、電子申請システム等
- 磁気ディスク：フロッピーディスク、ハードディスク等
- 電磁的記録媒体、記録媒体：（磁気ディスクに加えて）USB メモリ、SD カード等